

地方公営企業会計制度の見直しについて

1. 概要

「地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成 21 年 12 月）」の提言を踏まえ、企業会計原則の考え方を大幅に取り入れるとともに、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方公営企業会計制度の見直しを進めている。

2. 地方公営企業会計制度の見直しの内容

- (1) 資本制度の見直し
 - ・ 法定積立義務の廃止
 - ・ 減資制度の創設 など
- (2) 会計基準の見直し
 - ・ 借入資本金の見直し（建設改良費に充てた企業債等を負債に計上）
 - ・ 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の見直し
 - ・ 退職給付引当金等の引当て義務化 など
- (3) 財務規定等の適用範囲の拡大

3. 地方公営企業会計基準の改正への対応

平成 26 年度予算から全面適用される新地方公営企業会計基準への対応に要する経費について、平成 25 年度の地方財政計画に以下のとおり所要額を確保するとともに、地方公共団体の要望を踏まえ平成 25 年度地方債計画に所要額を計上している。

- | | |
|-------------------|---------|
| ・ 平成 25 年度公営企業繰出金 | 25 億円程度 |
|-------------------|---------|

4. スケジュール

○資本制度の見直し

第 1 次一括法による地方公営企業法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から既に適用されている。

○会計基準の見直し

関係政省令の改正等を行い、平成 24 年 2 月 1 日から施行済。

平成 26 年度予算及び決算から適用（早期適用も可能）。

○財務規定等の適用範囲の拡大

地方公共団体等と十分に意見交換を行い、引き続き検討を進める。

5. 新地方公営企業会計基準への対応に当たっての留意点

(1) 実務的な準備作業期間

新会計基準の全面適用は平成 26 年度予算からであるが、新会計基準に基づき適切な予算編成を行うためには、実務的な準備作業は平成 26 年度予算編成開始までに概ね終えておくことが望まれる。

(2) 組織的・計画的な対応の必要性

新会計基準への移行には、次のような質の異なる多様な業務が必要となる。

- ・資産と財源の状況を過去に遡って確認する労力を要する業務
 - ・算定・計上方法の検討やシステム改修など会計に関する専門的業務
 - ・一般会計との負担ルールの明確化など調整的業務
 - ・規程・マニュアル整備など法制的業務
 - ・財務諸表の分析、説明方法の検討、新対策の検討など戦略的業務
- 等
これらの業務を平成 26 年度予算編成開始までに実施するためには、経営陣のリーダーシップのもと、組織的かつ計画的に対応することが不可欠である。組織横断的に体制を整備し、適切な役割分担と連携により、準備を進めることが求められる。

(3) 新会計基準に基づく財務諸表を活用した経営計画の見直し

新会計基準に基づく財務諸表の活用により、これまで以上に公営企業の経営成績、財政状態が的確に把握できることから、より適切な経営方針の策定が可能となる。安定的な公営企業サービスの提供に資するよう、これまでの経営計画の見直しの検討が望まれる。

(4) 財政担当部局との関連事項

① 新会計基準への対応に要する経費の予算措置

会計システムの改修・資産評価等に関する早期の予算措置が必要。

② 一般会計と公営企業会計の負担ルールの明確化

建設改良企業債等の償還に対する一般会計からの繰入金や退職給付引当金の計上について、一般会計と公営企業会計の負担ルールの明確化が必要。

③ 各会計間の調整

必要に応じ、予算統一の原則の観点から、各公営企業における会計上の取扱いの調整や一般会計と公営企業会計との調整等を図る必要。

公営企業と財政部局が検討会

「公営企業会計制度見直しで情報共有」

川崎市 各会計間の整合を図る

川崎市では、地方公営企業会計制度の見直しに
関して、各公営企業会計
と一般会計との情報共有
や連携などを進めるた
り、川崎市地方公営企
業会計制度見直しに
関する検討会」を設置し、昨
年末に初会合を開いてい
る。会計制度見直しにつ
いて複数の公営企業と市
の財政部局で構成する検
討会を設置する例はもち
ろろのこと、検討会の事
務局を財政部局が務めて
いることは極めて珍し
い。同市財政部局では、会
計制度見直しにより、一
般会計が将来どの程度の
負担をすることになるの
か注視しているのに加え、市議会などへの説明
に当たって各企業会計間
で整合を図るべき事項が
あることなどから検討会

を設置することにした。
新会計基準は、平成26
年度の予算・決算から適
用されることになってお
り、そのためには25年秋
からの準備が必要にな
る。さらに、対外的に説
明するためには前年度と
の対比が不可欠であるこ
とから、実際には25年度
決算は新会計基準でも対
応しなければならず、24
年度決算においても新会
計基準の影響を試算する
必要がある。このため、
財政部局としては、今年夏
には方向性をまとめた
としている。

同市における公営企業
会計制度の見直しは、上
水道局が先行した取り
組みとして公認会計士も
加わった作業を行って
おり、交通局、病院局も足
並みを揃える必要があ
る。また、公営企業会計
の実務では各公営企業会
計に委ねられている部分
がある一方で、公営企業
会計間で整合させるべき
部分もあり、説明する際
には各会計の状況を知る
必要がある。さらに、各

会計間の職員異動に伴う
退職給与引当金の扱いな
ど、今後の一般会計の負
担について公営企業だけ
では判断できない部分も
ある。このようなことが
り、財政部局では一般会計
と各公営企業会計との総
合調整の場として検討会
が必要と判断した。
昨年末の初会合では、
退職給与引当金や借入金
本金が意見交換のテーマ
になった。財政部局によ
ると、水道、工業用水道、

下水道、交通、病院の各
公営企業会計の違いが見
えてきたことが大きな成
果だったという。村山卓
・財政部財政部長は「先
行している上下水道局の
取り組みを他局が知るこ
とができて良かったと思
う。一度会合を開いたこ
とで担当者同士が連絡で
きるようになった」と話
す。現在は、担当者間で
の連絡・調整が進んでい
る。